

群馬県主催

令和8年度群馬県被災建築物応急危険度判定士養成講習会(第1回)のお知らせ (群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条に基づく講習会)

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建築物を速やかに調査し、余震による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することで、二次的災害を防止するために設けられた制度です。

本講習を受講し、群馬県被災建築物応急危険度判定士として登録いただいた方には、地震被災後に被災市町村で実施される判定活動に、必要に応じて災害ボランティアとしての協力をお願いすることになります。この機会に多くの方に受講いただきますようお願いいたします。

記

1. 受講期間 令和8年9月15日(火)～9月30日(水)
2. 受講方法 動画視聴によるWEB講習となります。応急危険度判定調査の流れや判定方法等について、動画を視聴して学習してください。
⇒講習申込者にYouTube(限定公開)のURLを記載した受講案内を送付します。
3. 受講料 無料
4. 受講資格 群馬県に在住または在勤で、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ・一級建築士試験、二級建築士試験、木造建築士試験に合格した者
 - ・一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
 - ・建築職の行政職員
 - ・行政職員のうち建築に関する実務に2年以上従事している者
5. テキスト 被災建築物応急危険度判定マニュアル(受講開始前に各受講者に郵送します)
6. 申込方法 群馬県電子申請システムでの受講申込みをお願いします。



QRコード又はURLからお申込みください。

<https://logoform.jp/f/ceDtM>

7. 申込期間 令和8年8月24日(月)～令和8年9月9日(水)
8. 判定士認定 受講後に判定士の認定申請をしていただいた方に認定証を交付します。認定申請時の情報は応急危険度判定に係る体制整備等のために、市町村や建築関係団体等に提供する場合がございますので、個人情報の提供について同意の上、申請をお願いします。(詳しくは講習申込者に送付する受講案内をご確認ください。)
9. その他 群馬県被災建築物応急危険度判定制度の概要につきましては、群馬県ホームページ「被災建築物応急危険度判定とは」をご参照ください。
(<https://www.pref.gunma.jp/site/kenchikugyousei/11732.html>)
10. 問い合わせ先 建築課企画指導係
TEL : 027-226-3708 E-mail : kenchikuka@pref.gunma.lg.jp